

【奈良県】

| 市町村名  | Q9                                     | Q10  | Q11   |
|-------|--|--|---|
| 奈良市   |  | 本年5月の消費者月間において、3日間市役所本庁で、多重債務者無料相談会を開催予定。                            | 昨年12月に多重債務者の掘り起こしを目的として、関係各課を集め、第1回多重債務者庁内連絡会議を開催した。今後も、有権者を招いて、研修会を開催予定。   |
| 大和高田市 | 広報誌で、相談窓口の掲載だけでなく、実際の事例を紹介し注意を呼びかけている。 |  |   |
| 大和郡山市 | と消費生活相談員が出前講座に行った時、多重債務相談窓口の広報をした      |  | Q3行政職1名と人権啓発指導員2名は資力要件が合えば法テラスを紹介したり、弁護士会を案内。詳しく聞き取りはしていない。Q4、昨年他部署で多重債務者とわかれば、消費者センターへ案内あいてもらうよう周知、依頼しましたが、まだ件数は少ない。 |
| 天理市   |  | H20年5月に多重債務者の相談日を3日間設け、その相談には通常の相談員ではなく弁護士が担当する予定。                   |   |
| 橿原市   |  |  | 各自治体が個別に対応するのではなく、多重債務者相談センター(仮称)を広域の自治体で設立し、中心となって相談業務を行う等、連携する。   |
| 桜井市   | 市庁舎の玄関に県作成の多重債務者相談窓口のポスターやチラシを掲示。      | 苦情ゼミナール(多重債務)に相談員参加した。相談員が法テラス、奈良若草の会を訪ね情報の交換を行った。また、奈良若草の会研修会に参加した。 |   |
| 生駒市   |  | 平成20年度から県と連携を図り、弁護士・司法書士による無料相談会を実施し、庁内部署の連携体制を図っていく予定である。           | 特になし  |
| 宇陀市   |  |  | 平成20年度より週1回ではあるが、開設することになりその中で今後の方針を見ていく  |
| 平群町   | 「消費生活相談」として毎月、広報紙に掲載した。                |  |   |
| 三郷町   |  |  | 相談時間が限られているため無理がある。専用の窓口設置が必要と思われる。   |
| 斑鳩町   |  |  | 税務課の窓口対応がきっかけで、納税滞納者が多重債務者である事が判明し、解決にむけて相談対応した事例があり、税務課と連携を取る事は望ましいと思う。  |
| 川西町   |  | 特になし   | 現在の組織体制では組織体制はとれないため、法律相談や県の生活相談センター等を紹介している。   |

【奈良県】

| 市町村名 | Q9 | Q10                  | Q11                                  |
|------|----|----------------------|--------------------------------------|
| 黒滝村  |    |                      | 相談業務は「吉野郡消費者生活実践連絡協議会」で対応していただいています。 |
| 下北山村 |    |                      | 専門性が必要とおもわれるので、研修会等必要と考えます。          |
| 上北山村 |    | 吉野郡消費者生活実践連絡協議会(住民課) |                                      |